岩手県告示第570号

鳥獣保護区の存続期間の更新（令和５年岩手県告示第502号）で告示した宮古市宮古鳥獣保護区の区域を次のとおり変更した。

令和８年10月30日

岩手県知事　達　増　拓　也

１　変更後の宮古市宮古鳥獣保護区の区域　宮古市内の国道106号と市道牛伏線牛伏橋との交点を起点とし、起点から国道106号を東に進み県道宮古岩泉線との交点に至り、同点から同県道を北東に進み市道板屋近内線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道板屋室井沢線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道板屋岩船線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道近内岩船線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道近内線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道蜂ヶ沢線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道山口第２地区20号線及び12号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み山口川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を下流に進み閉伊川左岸堤防との交点に至り、同点から同川左岸堤防を東に進み国道45号との交点に至り、同点から同国道を南に進み市道磯鶏金浜線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み更に北東に進み市道岸ノ前ラントノ沢線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道寺ヶ沢中谷地線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道河南高浜線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道磯鶏中谷地１号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道磯鶏中谷地２号線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道岸ノ前ラントノ沢線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み八木沢川右岸との交点に至り、同点から同河川を西に進み市道磯鶏金浜線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み小山田境に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を北西に進み更に東に進み県道宮古港線に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を北に進み県道宮古港線との交点に至り、同点から同県道を西に進み市道田鎖老木線との交点に至り、同点から同市道を西に進み閉伊川右岸堤防との交点に至り、同点から同川右岸堤防を西に進み市道田鎖老木線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み閉伊川右岸堤防との交点に至り、同点から同川右岸堤防を北西に進み市道牛伏線牛伏橋との交点に至り、同点から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

２　鳥獣保護区の保護に関する指針　別紙のとおり。

備考　「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課及び沿岸広域振興局保健福祉環境部宮古保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。